

令和2年度スーパー・メガリージョン関連都市再生調査事業募集要領  
(二次募集)

1. 趣旨

都市再生については、我が国の活力の源泉である都市の魅力と国際競争力を高めるため、緊急に整備すべき地域を政令指定し、都市計画の特例適用等による民間投資を実現するなど着実に成果を上げている一方、東京への一極集中は依然として是正されておらず、ローカルアベノミクスの具体化等による地方創生の推進は喫緊の課題である。

その克服に向け、平成30年4月の都市再生本部にて、地方経済のエンジンとなる中核中核都市等が世界と直結し、機能、成長する都市へ再生すること、またリニア中央新幹線により出現するスーパー・メガリージョンの効果を高めるプロジェクト（「特定都市再生重点プロジェクト」）を組み込んだ世界最先端の都市再生の推進が決定され、「都市再生に取り組む基本的考え方」が示されるとともに、政府方針等へ反映された。

本事業は「特定都市再生重点プロジェクト」のうち、都市再生に関連する調査に対して補助を行い、今後の民間都市開発事業等の組成、推進については国際競争力の強化につながるものである。

1 都市再生に取り組む基本的考え方

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/pdf/kihon-kangaekata.pdf>

2 まち・ひと・しごと創生基本方針2019

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r01-06-21-kihonhousin2019hontai.pdf>

3 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf>

4 経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～

[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf)

2. 対象事業者

- (1) 市町村（特別区を含む。）
- (2) 都道府県
- (3) 都市再生緊急整備協議会（準備協議会を含む。）
- (4) 独立行政法人都市再生機構

3. 対象事業

- (1) スーパー・メガリージョンの集積効果を引き出す都市再生の構想化事業  
<テーマ例>

陸・海・空及び広域・地域の交通モードのパッケージ化、集積圏（中間駅等）と自然や高付加価値産業との連結、次世代・革新的技術による交通パッケージ導入を見据えたまちづくり など

(2) スーパー・メガリージョン形成による新たなライフスタイル・ビジネススタイル検討事業

<テーマ例>

高付加価値創造型企業の誘致、新たなライフスタイルを提供する居住職空間の整備、高速交通ネットワークの活用による地域特性を活かした産業集積、海外企業とのビジネスプラットフォーム構築 など

(3) 海外における国際都市の競争力強化に向けたベンチマーク事業

<テーマ例>

大都市型や自然調和型の都市のターゲット化、海外都市におけるM I C E等を活用した国際ネットワーク形成 など

※都市再生緊急整備地域、その候補となる地域及び将来的に都市再生緊急整備地域への指定意向がある地域における事業については対象選定にあたって配慮を行う。

4. 補助率・対象経費について

(1) 補助率

1 / 2（ただし、1件あたり1,500万円の補助を上限とする。）

(2) 対象経費

- ・委託費（対象事業執行のために必要なコンサルティング会社・シンクタンク等の専門家によるデータ分析・設計等の高度に専門性を有する内容に限る）
- ・設備・機器等購入費（対象事業執行のために必要な設備・機器等、真に必要なもの）
- ・旅費（対象事業執行のために必要な出張、関係機関等との連絡等に必要の普通旅費）
- ・使用料・賃借料（会場費、物品その他の借り上げ等、真に必要なもの）

※補助の対象外とする経費については、以下に例を示す。

- ・事業に直接関係の無い会議（学会、講演会等）の参加のための旅費
- ・人件費（補助事業者の職員の人件費）

※地方公共団体等、補助事業を行う事業者職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品など（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・その他、事業の実施に関連性のない経費

## 5. 国による他の補助金等との関係

他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とはしない。

## 6. 募集期間

令和2年6月1日（月）～令和2年6月26日（金）

令和2年6月26日（金）正午必着

※締切後の提出は一切認めない。

## 7. 申請書類

①様式1 交付申請書

②様式1-1 事業計画書

③様式1-2 工程表

④様式1-3 交付申請額の内訳

⑤様式1-4 委託費積算内訳 ※事業の委託を行う場合に限る

⑥参考資料（必要に応じて添付すること）

※参考資料については一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するものか明らかであるようにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

※評価は、提出された様式1、様式1-1～様式1-4に記載された内容について、別添「事業選定基準（評価項目と評価・採点方法）」に基づき行うため、必要な事項は様式内に記載すること。また、作成にあたっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

## 8. 申請書類の提出方法

（提出方法）

- ・申請書類（様式1、様式1-1～様式1-4及び参考資料）は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。

- ・メール件名は「【提出】（提出日）（事業者名）SMR関連都市再生調査事業申請書類」とすること。

（例：【提出】200405\_〇〇県〇〇市\_SMR関連都市再生調査事業申請書類）

- ・様式1、様式1-1～様式1-4は、「（提出日）（事業者名）申請書類」の名称の1つのPDFファイルに結合すること。

（例：200405\_〇〇県〇〇市\_申請書類）

- ・参考資料は様式1、様式1-1～様式1-4と別ファイルで「（提出日）（事業者名）参考資料」の名称の1つのPDFファイルに結合すること

(提出に当たっての留意事項)

- ・申請に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、申請書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係省庁等への相談は差し支えない）。
- ・申請にあたり、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。当事業の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。

(申請書類の扱い)

- ・提出された申請書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。
- ・非公表扱いを希望する資料については、資料の右肩に「非公表資料」と記載すること。

(提出先)

E-mail : [SMR-toshisaisei.p9p@cao.go.jp](mailto:SMR-toshisaisei.p9p@cao.go.jp)

内閣府地方創生推進事務局 都市再生・未来技術実装担当

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 8階

9. 申請後の流れ

申請後の流れは以下を予定している。

令和2年6月26日（金）正午	募集締切
6月下旬～7月上旬	書面審査、ヒアリングの実施
7月上旬～7月中旬	補助対象事業決定・通知
～令和3年3月31日（水）	補助対象事業完了
～令和3年4月9日（金）	実績報告書提出（事業終了後30日以内）

10. 問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局

都市再生・未来技術実装担当

E-mail : [SMR-toshisaisei.p9p@cao.go.jp](mailto:SMR-toshisaisei.p9p@cao.go.jp)

電話 : 03-6206-6174